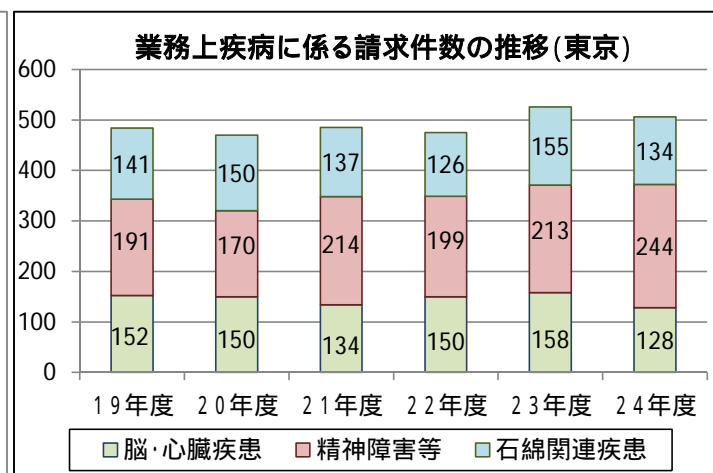
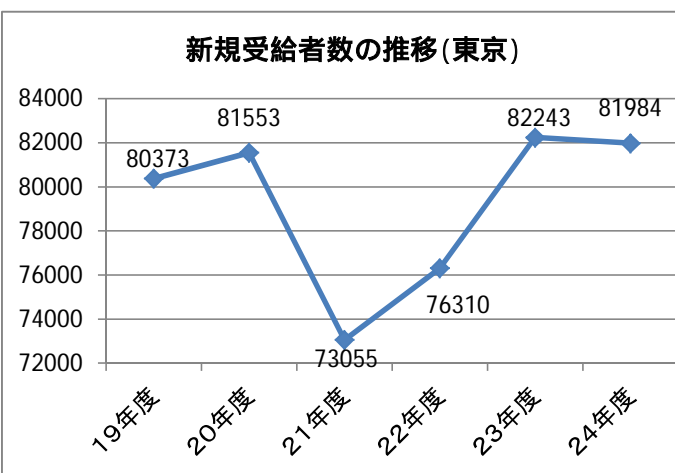
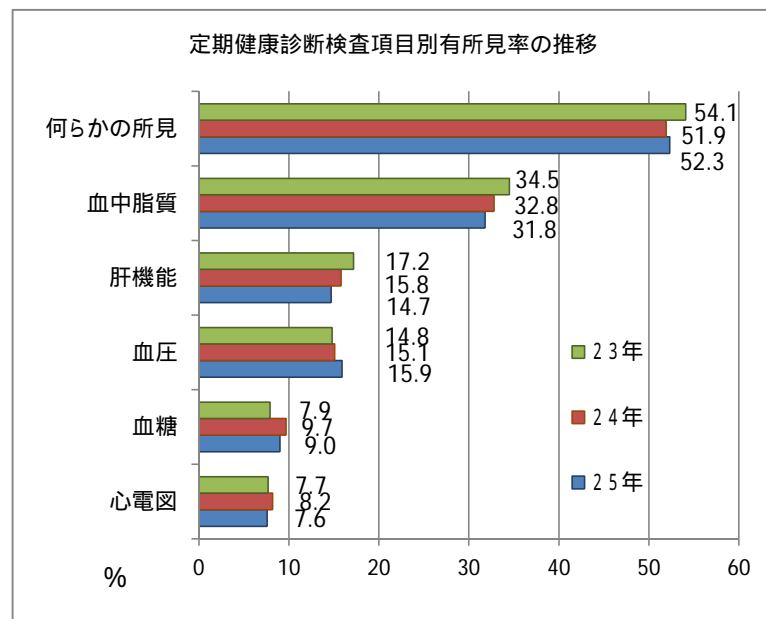


とりくみ

- 長時間労働者に対して行うメンタルヘルス面も含めての面接指導制度を確立し、「労働者の心と健康の保持増進のための指針」や衛生委員会等での調査審議の徹底等を周知します。  
また、西多摩地域産業保健センターやメンタルヘルス対策支援センター等における相談の利用を促進します。
- アスベスト使用の建築物の解体作業を行う場合は、さらに徹底したばく露防止措置を確実に実施させ、アスベスト製品の製造等の全面禁止や代替化を指導します。
- 職場における受動喫煙、腰痛、熱中症、じん肺、感染症等の予防のための対策を推進します。

労災補償対策

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。



とりくみ

- 労災保険の相談窓口において、親切、丁寧な対応に努めます。
- 被災された労働者の方からの療養や休業または後遺障害に関する労災請求、ご遺族からの労災請求について、処理状況の連絡等を行い、迅速かつ適正に処理を行います。  
また、脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求についても、迅速かつ適正な処理を行います。
- 石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方々の救済に係る「石綿救済法」の一層の周知を図り、その円滑な施行を実施します。
- 脳・心臓疾患等の発症原因となる危険因子を事前に把握し、保健指導により予防するため、二次健康診断給付制度の一層の周知・啓発を図りその活用を促進します。
- 労災保険制度の適正な運営を図るため、費用徴収事案に的確に対応します。



青梅監督署のとりくみ2014

誰もが能力を発揮できる安心なTOKYOへ

管内の概況

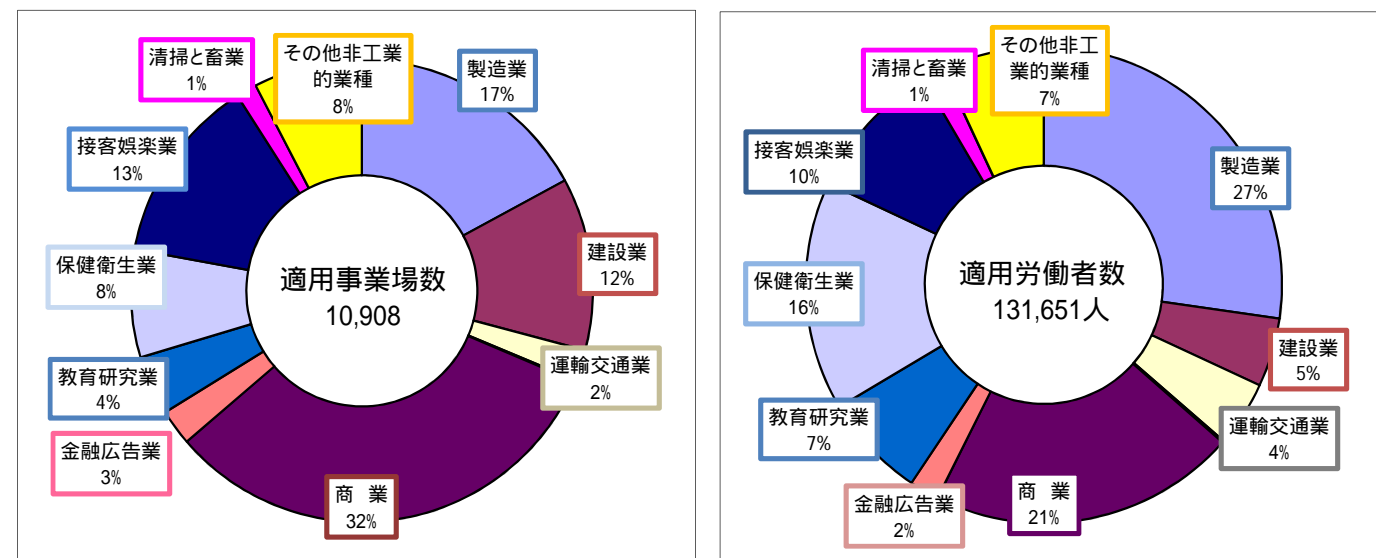


当署の管轄区域は、青梅、福生、羽村、あきる野の4市と西多摩郡全域で、東京都の西北部に位置し、総面積は572.7 km<sup>2</sup>で東京都の約27%（特別区の約93%）にあたります。  
管内の人口は、393,693人となっています(平成26年4月1日現在)。

管内は、かつて「青梅夜具地」の名で知られた繊維産業を主とした軽工業地帯でした。しかし昭和40年代になると青梅東部地区から羽村、福生にかけての平野部に工業団地が造成され、大企業の工場や機械金属製品製造業が相次いで進出し工場地帯へと変貌しました。また、あきる野、瑞穂地区にも工業団地が設けられ大企業が進出し、周辺には中小企業の工場も新設されました。しかし近年では、製造業の移転等により非工業的業種の比率が増加しています。

青梅周辺の丘陵地域には老人ホーム等の社会福祉施設が多く、山間部には林業、採石業等の産業もあります。また、管内西部地域は大半が秩父多摩甲斐国立公園等に指定されており、奥多摩湖・御岳山等景勝地が多く、都民のオアシスとして大勢の観光客で賑わっています。

事業場の状況

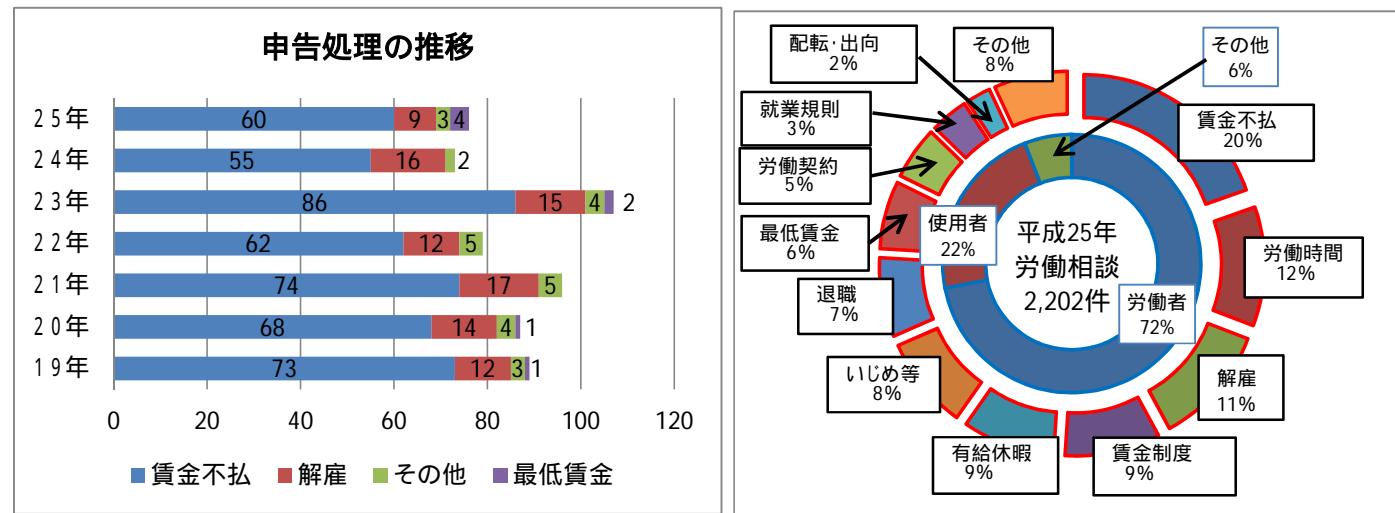


当署の適用事業場数は10,908、適用労働者数は131,651人で、行政需要は圏央道の東側に多くなっています。業種としては、製造業が適用事業場の約17%、労働者数で約27%を占め、大企業及びその系列企業と地場製造業とに分けることができます。

また、圏央道が関越道から中央道まで開通しましたが、管内には3つのICがあり、IC付近に物流拠点の整備が計画されているほか、道路貨物運送業の増加が見込まれ、また、ショッピングモールを擁する郊外型の大規模小売店が来店しています。

## 厳しい経済情勢下における労働条件の確保・改善等

厳しい経済情勢下において雇用等への影響が懸念されることから、法定労働条件の確保・改善を図るとともに、労働契約法や裁判例などを踏まえた適切な労務管理に向けて啓発・指導を実施します。



### とりくみ

- 法定労働条件の履行確保が懸念される事案については、迅速かつ適切な監督指導を実施します。また、倒産、事業場閉鎖等については早期に情報収集し、賃金不払等の未然防止やその早期解決に努めます。
- 窓口体制を充実し、申告・相談者に懇切・丁寧な対応を行うとともに、賃金不払、解雇等の申告事案については優先的に監督指導を行い、迅速かつ確かな処理を行います。また、企業倒産等による賃金不払事案については、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図り、被害労働者の速やかな救済を図ります。
- 解雇や雇い止め、労働条件の切下げ等については、法定労働条件を遵守することはもとより、労働契約法や裁判例に照らして不適切な取り扱いが行われないよう啓発指導を行います。
- 経営環境の悪化も相まって賃金不払残業の発生が懸念されることから、「労働時間適正把握基準」に基づき労働時間管理適正化を図ります。また、管理監督者の範囲の適正化に取り組みます。
- 非正規労働者、介護労働者、自動車運転者、外国人労働者の労働条件の確保に努めます。
- 最低賃金を周知し、その履行確保に全力で取り組みます。

## 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、また脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。働くことにより労働者が健康を損なうことはあってはならず、労働者が疲労を回復できない過重労働を排除するとともに労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

### とりくみ

- 平成22年4月から施行されている改正労働基準法の履行確保、時間外・休日労働協定の適切な締結の徹底により長時間労働の抑制を図ります。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう指導します。特に、労働者が50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図ります。
- 過重労働による業務上疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場などに対する指導を強化し、労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処します。

## 労働時間等の設定の改善

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までの目標として「週労働時間60時間以上の雇用者の割合の5割減」、「年次有給休暇の取得率70%」の数値目標が設定されたことから、目標達成に向けた労使の主体的な取組を促進します。

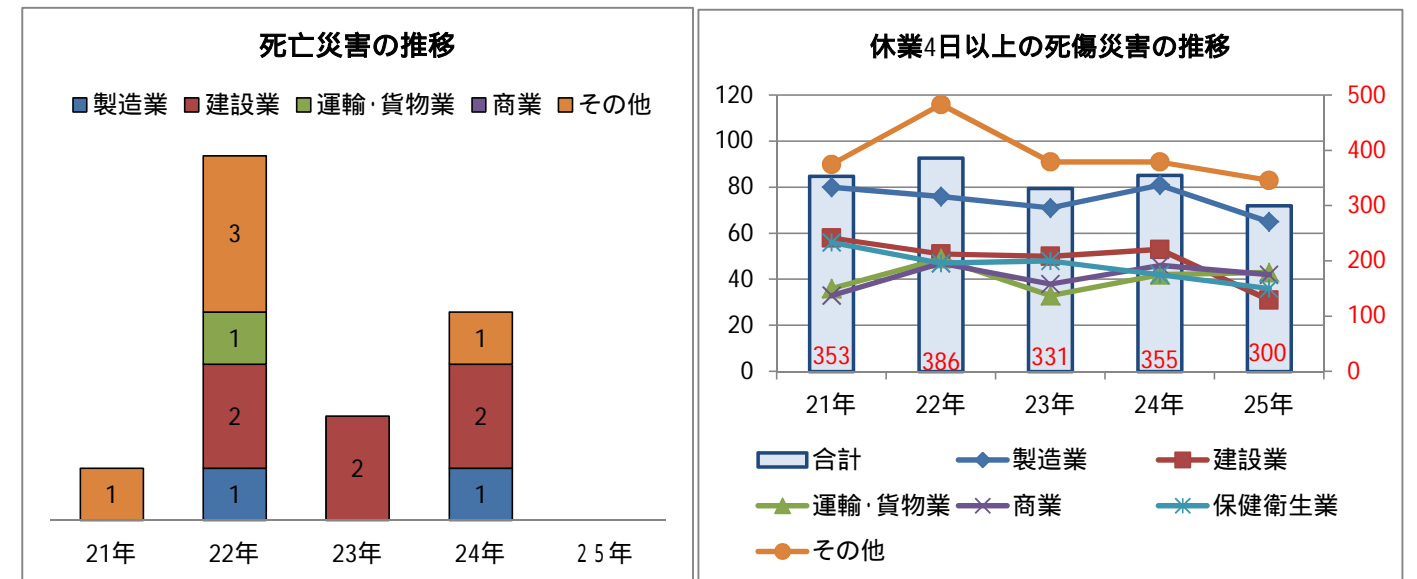
### とりくみ

- 「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を図り、労使による主体的な労働時間等の設定改善に向けた取組を促進します。
- 「東京・仕事と生活の調和推進プログラム」及び好事例集について周知・啓発を図り、労使による主体的な労働時間等の設定改善に向けた取組を促進します。

## 安全確保対策

管内における平成25年の労働災害は、死亡災害は0件（前年比4件減）となり、休業4日以上の死傷災害は300件（前年比55件減）となり、いずれも過去最少を記録しました。業種別では、建設業で22件（42%）減少したのを筆頭に、運輸貨物業以外は全業種とも減少しました。

平成26年度は、第12次労働災害防止計画（5か年）の2nd Stageとして、死傷災害の確実な減少に向け、リスク低減活動の促進強化及び重篤な労働災害に対する具体的な防止対策の充実を図ります。



### とりくみ

- あらゆる機会を通じて、計画的なリスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入による自主的な安全衛生活動（「自主的なリスク低減活動」）の普及と定着を図ります。
- 建設業を中心とした墜落・転落災害防止に向けて、現場着工時指導等の強化、現場・本社が連携したリスク低減活動の定着等を図ります。
- 製造業を中心とした機械災害防止とに向けて、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスク低減活動等の周知・徹底と指導を行います。
- 運輸交通業及び林業におけるリスク低減活動の定着を重点とした指導を行います。
- 小売業、社会福祉施設等に対し、災防対策の実施と自主的なリスク低減活動の活性化を図ります。

## 健康確保対策

一般健康診断の結果、「何らかの所見を有する」労働者の割合は50%を超えており、なかでも脳・心臓疾患の発症につながる項目で「所見を有する」労働者も高い率で認められ、仕事や職場生活に関する強い不安、ストレス等を感じる労働者の割合も高くなっています。また、熱中症、腰痛、じん肺等の職業性疾病の発生状況に減少がみられません。